

# 冬期生活助成事業に関する 条例の制定に待った！

## 質疑

**問** これまで規則で支給していたが、その時は12月1日で灯油価格が100円を超える場合と認識している。今回の条例には支給基準が記載されていないが、明記すべきでないか。

**答** 以前は100円という基準が設けられたこともあったが、今回の条例は過去に準拠したものではなく、昨今の灯油価格の状況を踏まえた今年度限りの条例と理解していただきたい。

**問** 商品券の支給となっているが、全ての灯油販売所で商品券を取り扱っているのか。また、業者に不利益は生じないのか。

**答** 冬期の暖房は灯油には限らず、電気やたつ布団や衣服など使用は限っていない。商品券を使用できない店舗もあるが、この条例の趣旨に沿った使い方です。町内の業者を使用してもらうことを想定している。

**問** 対象障がい者が知的障がいや精神障がいが含まれず、身体障がいに限られているのはなぜか。

**答** 障がいの程度が重い方を対象にしているのので、これまでの支給してきた要件と同様に身体障害者手帳1、2級の所持者とした。

**問** 知的障がいや精神障がいにおいても重度の方が存在し、実際に高齢者と同居し、働けなく生活が困窮する世帯も想定される。身体障害者手帳に限定してしまうことで、対象者の範囲が狭まり生活に困窮している方を救えない条例になる。知的障がいや精神障がいも対象に含めるべきではないか。

**答** 療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で高齢者世帯と同居している件数は把握していないが、今年度の条例に含める考えはない。次回同様の条例等を制定する際は検討する。

**問** 住民票上は別世帯でも生計を一にしている場合、町民税の課税者がいる場合は交付対象にならないと考えて良いか。

**答** 住民票に関わらず、生計の状況で判断する。課税者がいる場合は交付対象とならない。

**問** 年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下とあるが、2人世帯は160万円、3人世帯は240万円以下の世帯と考えて良いか。

**答** 一人ひとり見ていく。各々が80万円以下であれば対象。

**問** 申請後に入院等の申請対象外要件となってしまう場合でも、悪意がなければ返還の義務はないと考えて良いか。

**答** 申請時に要件を満たし、その後入院や転出などした場合でも返還の対象にはならない。

## 討論

### 反対討論 (青田議員)

生活弱者を支援することには賛成だが、商品券を交付することには反対する。暖房費用と明記されている以上、以前のように灯油代への助成をすることが望ましい。何に使っても良いというなら、暖房費ではなく生活全般に渡る支援とすべき。

### 賛成討論 (西内議員)

住民の中には灯油だけでなくいろいろな資源を活用して暖房を利用している方がいることから、灯油に限定せず、汎用性の高い商品券を交付するという考え方は間違っていない。社会的弱者と言われる方々の生活に少しでも支援を行うことが大切。

### 採決

賛成 7名  
反対 3名  
により可決！